

令和 2 年 4 月 1 日制定

## 第 1 趣旨

この要綱は、社会福祉法人その他の者が設置する障害者通所施設等の施設整備等や老朽化した障害者支援施設等の大規模な修繕に要する経費の一部を予算の範囲内で補助するに当たり、補助金等の交付の手續等に関する規則（昭和 35 年八王子市規則第 19 号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

## 第 2 補助対象事業

この補助は、社会福祉法人その他の者が、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「障害者総合支援法」という。）第 79 条第 2 項及び第 83 条第 4 項、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 34 条の 3 第 2 項、身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 28 条第 3 項並びに社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 2 条第 2 項第 4 号並びに第 3 項第 2 号、第 4 号の 2 及び第 5 号の規定により設置する施設及び事業所（以下「施設等」という。）の創設、改築、大規模修繕等の整備に係る事業で、次の各号に該当するものに対して行う。

（1）次に掲げる施設整備事業を行う施設等で、それぞれ定める条例等に適合するもの

ア 障害者総合支援法第 5 条第 1 項に基づく障害福祉サービス事業（同条第 6 項に規定する療養介護、同条第 7 項に規定する生活介護、同条第 8 項に規定する短期入所、同条第 12 項に規定する自立訓練、同条第 13 項に規定する就労移行支援又は同条第 14 項に規定する就労継続支援に限る。）を行う事業所にあつては、八王子市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成 26 年八王子市条例第 47 号）及び八王子市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例（平成 26 年八王子市条例第 48 号）に適合するもの

イ 障害者総合支援法第 5 条第 11 項に規定する障害者支援施設にあつては、八王子市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成 26 年八王子市条例第 49 号）及び八王子市障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成 26 年八王子市条例第 50 号）に適合するもの

ウ 身体障害者福祉法第 5 条第 1 項に基づく身体障害者社会参加支援施設（補装具製作施設、盲導犬訓練施設及び視聴覚障害者情報提供施設に限る。以下同じ。）にあつては、身体障害者社会参加支援施設の設備及び運営に関する基準（平成 15 年厚生労働省令第 21 号）に適合するもの

エ 障害者総合支援法第 5 条第 26 項に規定する福祉ホームにあつては、八王子市福祉ホームの設備及び運営の基準に関する条例（平成 26 年八王子市条例第 52 号）に適合するもの

オ 障害者総合支援法第 5 条第 2 項に規定する居宅介護、同条第 3 項に規定する重度訪問介護、同条第 4 項に規定する同行援護、同条第 5 項に規定する行動援護（以下「居宅介護等」という。）又は同条第 15 条に規定する共同生活援助を行う事業所にあつては、八王子市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成 26 年八王子市条例第 47 号）に適合するもの

カ 児童福祉法第 6 条の 2 の 2 第 2 項に規定する児童発達支援、同条第 4 項に規定する放課後等デイサービス又は同条第 5 項に規定する保育所等訪問支援を行う事業所にあつては、八王子市指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例（令和元年八王子市条例第 6 号）に適合するもの

キ 障害者総合支援法第 5 条第 16 項に規定する相談支援を行う事業所にあつては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成 24 年厚生労働省令第 27 号）又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成 24 年厚生労働省令第 28 号）に適合するもの

ク 児童福祉法第 6 条の 2 の 2 第 6 項に規定する障害児相談支援を行う事業所にあつては、児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成 24 年厚生労働省令第 29 号）に適合するもの

(2) 施設整備事業に要する経費について、自己負担金の財源措置が確実であるもの

(3) 社会福祉施設等施設整備費の国庫補助について（厚生労働省発社援第 1005003 号平成 17 年 10 月 5 日）別紙「社会福祉施設等施設整備費国庫補助金交付要綱」（以下「国庫補助要綱」という。）に基づく交付の決定を受けたもの

### 第 3 補助対象経費

この補助金の対象経費は、前条の規定により補助対象事業とされる施設等のうち別表 1（東京都の民間移譲施設整備費補助金交付要綱の対象となる施設（以下「民間移譲施設」という。）整備の場合は、別表 3）に定める整備に必要な施設整備費及び特別な事情により市長が特に必要と認め付帯工事費とする。ただし、次の各号に掲げる費用は対象としない。

(1) 土地の買収又は整地に要する費用

(2) 職員の宿舎に要する費用

(3) その他整備費として適当と認められない費用

### 第 4 補助対象団体等

補助対象団体は、第 2 に掲げる施設整備事業を行う社会福祉法人その他の者とする。ただし、次に掲げるものである場合、この要綱に基づく補助金の交付の対象と

しない。

- (1) 暴力団（八王子市暴力団排除条例（平成 23 年八王子市条例第 23 号。以下「暴排条例」という。）第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。）
- (2) 法人その他の団体の代表者、役員、使用人その他の従業者又は構成員に、暴力団員等（暴排条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員及び同条第 3 号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）に該当する者があるもの

## 第 5 補助金の交付額

この補助金の交付額は、次により算出する。

- (1) 創設、改築、老朽民間社会福祉施設整備、増築及び避難スペース整備の場合については、第 2(1)に定める施設等の種類ごとに、次により算出する。

別表 2 の第 1 欄に定める種目について第 2 欄に定める基準額の合計額と第 3 欄に定める対象経費の実支出額の合計額（ただし、総事業費から寄付金その他の収入額（社会福祉法人、医療法人、日本赤十字社、公益社団法人、一般社団法人、公益財団法人、一般財団法人、特例民法法人及び特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）に定める特定非営利活動法人（以下「社会福祉法人等」という。）の場合は、寄付金収入額を除く。）を控除した額がこれを下回る場合はその額）に 4 分の 3 の補助率を乗じて得た額とを比較して少ない方の額の範囲内の額を交付額とする。ただし、算出された額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

- (2) 大規模修繕等、スプリンクラー設備等工事（既存施設に設置する場合）の場合については、次により算出する。

別表 2 の第 2 欄に定める基準額と第 3 欄に定める対象経費の実支出額（ただし、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額がこれを下回る場合はその額）とを比較して少ない方の額に、4 分の 3 の補助率を乗じて得た額の範囲内の額を交付額とする。ただし、算出された額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

- (3) 東京都の民間移譲施設の場合

東京都の民間移譲施設整備費補助金交付要綱の対象となる施設整備は、(1)又は(2)によらず、別表 4 の第 1 欄に定める種目について第 2 欄に定める基準額の合計額と第 3 欄に定める対象経費の実支出額の合計額（ただし、総事業費から寄付金その他の収入額（社会福祉法人等の場合は、寄付金収入額を除く。）を控除した額がこれを下回る場合はその額）に 4 分の 3 の補助率を乗じて得た額とを比較して少ない方の額の範囲内の額を交付額とする。ただし、算出された額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

(4) 新規開設又は定員増を伴う改築に係る特別助成

令和2年度に着工した事業のうち、社会福祉法人等が整備を行うものであって、第2(1)アに定める障害福祉サービスを行う事業所及びオに定める共同生活援助を行う事業所の新規開設又は定員増を伴う改築をする場合は、(1)で算出した額に、設置者負担分の1/2の額を加えた額を交付する。ただし、算出された額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

(5) 社会福祉法人等が行う整備に係る特別助成

補助対象事業に要する経費の実支出から寄付金その他の収入額(社会福祉法人等の場合は、寄付金収入額を除く。)を控除した額と別表2又は別表4に定める補助基準額とを比較して少ない方の額に、1/8の額(上限3,000千円)を加えた額を交付する。ただし、算出された額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる。

第6 補助金の交付申請

この補助金を受けようとする者は、補助金交付申請書(第1号様式)に関係書類を添えて、別に定める期日までに市長に提出するものとする。

第7 補助金の交付決定

市長は、補助金の交付申請のあった事業について、適当と認める場合は、別紙1の条件を付して補助金の交付を決定し、その決定の内容を交付決定通知書(第2号様式)により、申請者に通知する。

第8 事情変更による決定の取消し等

この補助金の交付決定後に事情の変更等により、市長が特に必要と認めるときは、この決定の全部若しくは一部を取り消し、又はこの決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、補助事業のうち既に経過した期間に係る部分についてはこの限りでない。

第9 補助事業の完了時期

補助事業は、補助金の交付の決定に係る会計年度中に完了しなければならない。

第10 事故報告

補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、その理由及び遂行の見通し等を書面により市長に報告し、その指示を受けなければならない。

## 第11 実績報告

補助事業が完了したとき、補助事業が予定の期間内に完了しないまま補助金の交付決定に係る会計年度が終了したとき、又は補助事業の廃止の承認を受けたときは、それらの事実があったときから30日以内に、補助事業の実績報告書（第3号様式）に係る書類を添えて、市長に提出しなければならない。

## 第12 補助金の額の確定

市長は、第11の実績報告の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し交付確定通知書（第4号様式）により申請者に通知する。

## 第13 是正のための措置

市長は、第12の調査の結果、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、これに適合させるための措置をとるべきことを命ずることができる。

- 2 第11の実績報告は、前項の命令により必要な措置をした場合においてもこれを行わなければならない。この場合において、同条中「30日以内に」とあるのは「直ちに」と読み替えるものとする。

## 第14 補助金の請求

補助事業完了後に、第12に定める補助金の額の確定があったときは、請求書（様式第5号）により市長に請求するものとする。

## 第15 決定の取消し

次の各号のいずれかに該当したときは、市長は補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
  - (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
  - (3) 補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件その他法令若しくはこの交付の規定に基づく命令に違反したとき。
  - (4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産等については、補助事業者が別紙1の補助条件に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保権を設定する等を行ったため、交付目的が達成されないことが明らかになったとき。
  - (5) 交付決定を受けた者（法人その他の団体にあつては、代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員を含む。）が、第4各号に該当するに至ったとき。
  - (6) 国庫補助要綱に基づく交付の決定を取り消されたとき。
- 2 前項の規定は、第12の規定により交付すべき補助金の額を確定した後においても適

用する。

#### 第16 補助金の返還

補助事業者は、補助金の交付決定を取り消された場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、市長の指示するところによりその額を返還しなければならない。

- 2 第12の規定により交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その差額を返還しなければならない。
- 3 やむを得ない理由で、補助金等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（平成20年7月11日付厚生労働省告示第384号）に規定する処分制限期間（以下「処分制限期間」という。）満了まで事業を継続できなかった場合は、所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第120条の2に規定する定額法により残存価格を算出し、算出された残存価格に補助金交付額を乗じ、総事業費で除した金額を返還額とし、市に返還すること。ただし、金額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

なお、残存価格を算出する際は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）の別表第8に定める償却率を適用するものとする。

#### 第17 開設の報告

補助事業者は、補助事業により第2（1）カに定める施設を開設したときは、その開設の日から10日以内に、開設報告書（第6号様式）に関係書類を添えて、施設の開設を市長に報告しなければならない。

#### 第18 補助事業の見直し

来年度以降の八王子市障害者通所施設等整備費補助事業については、市が定める「補助金制度見直し方針（平成31年2月）」に則り、適宜見直しを図るものとする。

#### 附 則

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 交付額の算定については、原則として着工した年度の単価及び算定方法を適用する。ただし、事故繰越等となった場合は、当初着工予定であった年度の単価及び算定方法を適用する。

別表1

「施設整備」とは、次の表の整備区分ごとに掲げる整備内容をいう。

(1) 第2(1)ア、イ、ウ及びカに掲げる施設(障害福祉サービス事業所等(短期入所及び保育所等訪問支援を除く。))の場合

整備区分	整備内容
創設	新たに施設を整備すること。
改築	既存施設の改築整備(一部改築並びに倒壊等の危険性のある障害者施設等の耐震化及び津波対策としての高台への移転を図るための改築(以下「耐震化等整備」という。))を含む。以下同じ。)をすること。
老朽民間社会福祉施設整備	社会福祉法人が設置する施設について平成17年10月5日社援発第1005005号厚生労働省社会・援護局長通知「老朽民間社会福祉施設の整備について」により改築整備をすること。
増築 (障害者支援施設を除く。)	既存施設の現在定員の増員を図るための整備をすること。
大規模修繕等	既存施設について付表4及び付表7により整備をすること。
スプリンクラー設備整備等	既存施設について付表5により整備をすること。
避難スペース整備 (身体障害者社会参加支援施設を除く。)	平成25年2月26日障発0226号第4号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「社会福祉施設等施設整備費における在宅障害者向け避難スペース整備の取扱いについて」により整備をすること。

(2) 第2(1)エに掲げる施設の場合

整備区分	整備内容
スプリンクラー設備等整備	既存施設について付表5より整備をすること。

(3) 第2(1)アに掲げる短期入所及びオに掲げる施設(居宅介護等を除く。)の場合

整備区分	整備内容
創設	第2(1)ア、イ、ウ、カ、キ又はクに掲げる施設(障害者福祉サービス事業所等)を含む施設との合築により新たに施設を整備すること。
増築	既存施設の現在定員の増員を図るための整備をすること。
改築	上記の創設により整備した既存施設の改築整備(一部改築及び耐震化等整備を含む。)をすること。
大規模修繕等	上記創設により整備した既存施設について、付表4及び付表7により整備をすること。ただし、付表4の1(9)又は(10)により消防法令改正に伴う消防設備等整備を行う場合及び付表7により整備をする場合は、上記創設により整備した施設であることを要しない。
スプリンクラー設備整備等	既存施設について付表5により整備をすること。
避難スペース整備	平成25年2月26日障発0226号第4号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「社会福祉施設等施設整備費における在宅障害者向け避難スペース整備の取扱いについて」により整備をすること。

(4) 第2(1)オに掲げる居宅介護等、カに掲げる保育所等訪問支援、キ及びクに掲げる施設の場合

整備区分	整備内容
創設	新たに施設を整備すること。
大規模修繕等	既存施設について付表4により整備をすること。



別表2

## 算 定 基 準

区分	1 種 目	2 基 準 額	3 対 象 経 費
施 設 整 備 費	(1)本体工事費	主体工事費 事業（施設）の種類ごとに付表1に掲げる1人（1施設）当たり基準単価に定員数（施設数）を乗じて得た額（ただし、付表3に掲げる加算を行う。）	施設整備（施設整備と一体的に整備するものであって、市長が必要と認めた整備（初度設備相当又は改築に係る設備相当）を含む。）に必要な工事費又は工事請負費（門、囲障、構内の雨水排水設備、構内通路等の外構整備に要する費用を含む。）及び工事事務費（工事施行のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度とする。以下同じ。）
	(2)大規模修繕等	付表4及び付表7について市長が承認した額（工事事務費については、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）とする。	同 上
	(3)スプリンクラー設備等工事費（既存施設に設置する場合）	(1)スプリンクラー設備 付表5第1に掲げる1㎡当たり基準単価（1㎡当たり実単価が基準単価に満たないときは実単価とする。）に施設の延べ床面積を上限として市長が必要と認めた面積を乗じて得た額 (2)屋内消火栓設備 付表5第2について市長が承認した額	スプリンクラー設備等に要する工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事費又は工事請負費の2.6%を限度とする。）
	(4)解体撤去工事費及び仮設施設整備工事費	付表1に掲げる1施設当たり基準単価に施設数を乗じて得た額	解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮設施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費（ただし、仮設施設整備工事は、解体撤去工事が補助対象の場合に限る。）
	(5)その他の工事	その他の工事 市長が承認した額	施設整備に必要な工事費又は工事請負費

別表3

「施設整備」とは、次の表の整備区分ごとに掲げる整備内容をいう。

(1) 第2(1)ア及びイに掲げる施設の場合

整備区分	整備内容
創設	新たに施設を整備すること。
改築	既存施設の改築整備をすること。 社会福祉法人が設置する施設について平成17年10月5日社援発第1005005号厚生労働省社会・援護局長通知「老朽民間社会福祉施設の整備について」により改築整備をすることを含む。
避難スペース整備 (身体障害者社会参加支援施設を除く。)	平成25年2月26日障発0226号第4号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「社会福祉施設等施設整備費における在宅障害者向け避難スペース整備の取扱いについて」により整備をすること。

(2) 第2(1)アに掲げる短期入所の場合

整備区分	整備内容
創設	第2(1)ア又はイに掲げる施設との合築により新たに施設を整備すること。
避難スペース整備	平成25年2月26日障発0226号第4号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「社会福祉施設等施設整備費における在宅障害者向け避難スペース整備の取扱いについて」により整備をすること。

別表 4

## 算 定 基 準

区分	1 種 目	2 基 準 額	3 対 象 経 費
施 設 整 備 費	(1)本体工事費	主体工事費 事業（施設）の種類ごとに付表2に掲げる1施設当たり基準額	施設整備（施設整備と一体的に整備するものであって、市長が必要と認めた整備（初度設備相当又は改築に係る設備相当）を含む。）に必要な工事費又は工事請負費（門、囲障、構内の雨水排水設備、構内、通路等の外構整備に要する費用を含む。）及び工事事務費（工事施行のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度とする。以下同じ。）
	(2)スプリンクラー設備等工事費（既存施設に設置する場合）	(1)スプリンクラー設備 付表5第1に掲げる1㎡当たり基準単価（1㎡当たり実単価が基準単価に満たないときは実単価とする。）に施設の延べ床面積を上限として市長が必要と認めた面積を乗じて得た額 (2)屋内消火栓設備 付表5第2について市長が承認した額	スプリンクラー設備等に要する工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事費又は工事請負費の2.6%を限度とする。）
	(3)その他の工事	その他の工事 市長が承認した額	施設整備に必要な工事費又は工事請負費

## 施設整備基準単価

単位:円

事業(施設)の種類		単価	備考
生活介護 自立訓練 就労移行支援 就労継続支援	本体	4,410,000	1人当たり
	施設入所支援整備加算、 本体(宿泊型自立訓練)	3,240,000	1人当たり
	就労・訓練事業等整備加算	41,700,000	1施設当たり
	大規模生産設備等整備加算	137,100,000	1施設当たり
	短期入所整備加算	3,030,000	1人当たり
	就労定着支援、自立生活援助、相談支援、 障害児相談支援整備加算	9,450,000	1施設当たり
	居宅介護、居宅訪問型児童発達支援、保育所等 訪問支援整備加算	6,240,000	1施設当たり
	避難スペース整備加算	36,300,000	1施設当たり
療養介護	本体	7,650,000	1人当たり
	就労・訓練事業等整備加算	41,700,000	1施設当たり
	大規模生産設備等整備加算	137,100,000	1施設当たり
	短期入所整備加算	3,030,000	1人当たり
	就労定着支援、自立生活援助、相談支援、 障害児相談支援整備加算	9,450,000	1施設当たり
	居宅介護、居宅訪問型児童発達支援、保育所等 訪問支援整備加算	6,240,000	1施設当たり
	避難スペース整備加算	36,300,000	1施設当たり
児童発達支援 放課後等デイサービス	本体	4,410,000	1人当たり
	就労・訓練事業等整備加算	41,700,000	1施設当たり
	大規模生産設備等整備加算	137,100,000	1施設当たり
	短期入所整備加算	3,030,000	1人当たり
	就労定着支援、自立生活援助、相談支援、 障害児相談支援整備加算	9,450,000	1施設当たり
	居宅介護、居宅訪問型児童発達支援、保育所等 訪問支援整備加算	6,240,000	1施設当たり
	避難スペース整備加算	36,300,000	1施設当たり

## 施設整備基準単価

単位:円

事業(施設)の種類				単価	備考
共同生活援助	創設	利用定員	4人～10人	25,800,000	1施設当たり
		短期入所整備加算		3,030,000	1人当たり
		エレベーター等設置整備加算		2,040,000	1施設当たり
	就労定着支援、自立生活援助、相談支援、障害児相談支援整備加算		9,450,000	1施設当たり	
	居宅介護、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援整備加算		6,240,000	1施設当たり	
	避難スペース整備加算		36,300,000	1施設当たり	
増築整備(既存施設の現在定員の増員)				27,100,000	1施設当たり
就労定着支援、自立生活援助、相談支援、障害児相談支援(各事業のみの整備の場合)				9,450,000	1施設当たり
居宅介護、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援(各事業のみの整備の場合)				6,240,000	1施設当たり
解体撤去工事費(入所系)				12,300,000	1施設当たり
解体撤去工事費(通所系)				6,180,000	
仮設施設整備費(入所系)				22,500,000	
仮設施設整備費(通所系)				10,800,000	
補装具製作施設				13,800,000	1施設当たり
盲導犬訓練施設				170,100,000	
点字図書館				46,700,000	

### その他の市加算

高層化特例割増面積制度	3階建以上の施設に対して、補助基本額の加算(10%以内)を行う。
-------------	----------------------------------

付表2

補助基準単価 (東京都の民間移譲施設の場合)

単位:円

事業(施設)の種類		単価 (1施設当たり)	
生活介護 就労移行支援 就労継続支援	本体(日中活動部分)	利用定員 20人以下	54,000,000
		21人 ~ 40人	108,900,000
		41人 ~ 60人	181,700,000
		61人 ~ 80人	255,100,000
		81人 ~ 100人	328,700,000
		101人 ~ 120人	401,400,000
		121人以上	475,100,000
	施設入所支援整備加算及び本体(宿泊型自立訓練)	利用定員 20人以下	43,600,000
		21人 ~ 40人	87,800,000
		41人 ~ 60人	146,800,000
		61人 ~ 80人	206,800,000
		81人 ~ 100人	265,600,000
		101人 ~ 120人	325,600,000
		121人以上	384,700,000
	就労・訓練事業等整備加算		41,700,000
	大規模生産設備等整備加算		137,100,000
	短期入所整備加算		11,400,000
	就労定着支援、自立生活支援、相談支援、障害児相談支援整備加算		9,450,000
	居宅介護、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援整備加算		6,240,000
	避難スペース整備加算		36,300,000

## 既設社会福祉施設用地有効活用改築 促進及び高層化特例割増面積制度

### 既設社会福祉施設用地有効活用改築促進

#### 1 趣 旨

都市部における社会福祉施設の新規設置については、深刻な用地不足からその整備が進まない実態にあることから、こうした問題を緩和するため、既存施設を整備需要の高い施設と複合化して改築する場合に経過年数を緩和し、老朽度にかかわらず優先的に改築を認め、3階建以上の場合に補助基本額の加算を行う。

#### 2 改築対象施設

- (1) 原則として、社会福祉施設等の延面積の50%以上が10年以上経過した建物であること。(原則として老朽度は問わない。)
- (2) 施設の立地が困難な地域と認められる人口密集地に所在し、他の緊急度の高い施設と複合化して改築する施設

#### 3 緊急度の高い施設と認められる施設

- (1) 障害福祉サービス事業所及び障害者支援施設
- (2) これらに準ずる施設であって、特に必要と認める施設

#### 4 優遇措置の内容

- (1) 市費補助の優先採択
- (2) 3階建以上の建物(改築施設及び緊急度の高い施設が3フロア以上を占有する場合に限る。)の場合  
補助基本額の加算を行う(8%以内で特に認める基本額)。

## 高層化特例割増面積制度

### 1 趣 旨

都市部の深刻な用地問題に対応し、用地の高度利用を図る観点から、高層化する場合に必要なスペースを確保できるよう、補助基本額の加算を行う。

### 2 対象施設

施設の立地が困難な地域と認められる人口密集地に整備する3階建以上の次の施設

- (1) 障害福祉サービス事業所及び障害者支援施設
- (2) これらに準じる施設であって、特に必要と認める施設

### 3 優遇措置の内容

補助基本額の加算を行う。

- (1) 2の(1)の施設の場合
  - 10%以内で特に認める基本額
- (2) 2の(2)の施設の場合
  - 8%以内で特に認める基本額



## 大規模修繕等

## 1 対象事業

区 分	内 容
(1) 施設の一部改修	一定年数を経過して使用に耐えなくなり改修が必要となった浴室、食堂等の改修工事や外壁、屋上等の防水工事等施設の改修工事
(2) 施設の付帯設備の改造	一定年数を経過して使用に耐えなくなり改修が必要となった給排水設備、電気設備、ガス設備、暖房設備、消防用設備等付帯設備の改造工事
(3) 施設の冷暖房設備の設置等	気象状況により特に必要とされる熱中症対策等のための施設の冷暖房設備の新規設置工事及び一定年数を経過して使用に堪えなくなり、改修が必要となった冷暖房設備の改造工事
(4) 施設の模様替	<p>狭隘な居室を入所者の新しい処遇のニーズに合わせて拡大を図る際の間仕切り工事及び部屋の使用目的を変えるための内部改修工事 居室と避難通路（バルコニー）等との段差の解消を図る工事や自力避難が困難な者の居室を避難階へ移すための改修等防災対策に配慮した施設の内部改修工事</p> <p>ウイルス性感染症等の感染拡大を防止するための、多床室の個室化改修工事</p>
(5) 環境上の条件等により必要となった施設の一部改修	<p>活火山周辺の降灰地域等における施設の換気設備、整備や窓枠改良工事等</p> <p>アスベストの処理工事及びその後の復旧等関連する改修工事</p>
(6) 消防法及び建築基準法等関係法令の改正により新たにその規定に適合させるために必要となる改修	消防用設備等（スプリンクラー設備等を除く。）について、消防法令等が改正されたことに伴い新たに必要となる設備の整備
(7) 介護用リフト等特殊付帯工事	既存施設について平成17年10月5日社援発第1005008号厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉施設等施設整備費における介護用リフト等特殊付帯工事の取扱いについて」の別紙「社会福祉施設等施設整備費（介護用リフト等特殊付帯工事費）補助金実施要綱」2により建物に固定して一体的に整備する工事（付表8）
(8) 土砂災害等に備えた施設の一部改修等	<p>土砂災害等に備えた施設の補強改修及び防災対策上必要な設備の整備等（都道府県等が土砂災害等の危険区域等として指定している区域に設置されている施設における下記の事業等）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・土砂災害等により建物に作用される衝撃に対して安全なものとなるよう建物の補強を行う事業</li> <li>・土砂等の流入を防ぐための建物開口部の改修を行う事業</li> <li>・土砂災害等による建物への被害を軽減するための防護壁等の設置</li> </ul> <p>地震防災上、必要な補強改修</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・耐震診断結果に基づき、必要と判断される補強改修事業</li> </ul> <p>緊急災害時用の自家発電設備の整備 緊急災害時用の給水設備の整備</p>
(9) 生産設備近代化整備	既存施設について平成19年2月15日社援発第0215012号厚生労働省社会・援護局長通知「生産設備の近代化整備にかかる国庫補助の取扱いについて」により建物に固定して一体的な設備を更新するための工事（付表6）
(10) グループホーム改修整備	共同生活援助を行う場合に必要な、既存建物のバリアフリー化工事、共同生活援助の基盤整備、エレベーター等設置整備を図るための改修工事

(11)短期入所事業所改修整備	短期入所を行う場合に必要な、既存建物のバリアフリー化工事、短期入所の基盤整備を図るための改修工事
(12)障害福祉サービス事業等改修整備 ((10)、(11)の事業を除く。)	障害福祉サービス事業等を行う場合に必要な、既存建物のバリアフリー化工事等、障害福祉サービス等の基盤整備を図るための改修工事
(13)その他施設における大規模な修繕等	特に必要と認められる上記に準ずる工事

- (注) 1 施設とは、八王子市障害者(児)施設整備費補助金の対象施設をいう。  
ただし、(3)の、の事業については、入所施設とする。  
2 一定年数は、おおむね10年とする。

## 2 補助基準

- (1) 原則として1施設の総事業費が次により算出された金額以上(ただし、1の(7)の事業については、付表8に定める基準の範囲内、1の(9)の事業については、付表6に定める基準の範囲内)のものであり、かつ、これにより算出された額が1,000万円に満たない場合は1,000万円以上のものとする(ただし、入所施設以外の施設については、500万円以上のものとする。)

施設延面積(基準面積)×4,000円

ただし、

- ・1の(3)の事業については、原則として総事業費が300万円以上のもの
- ・1の(4)のの事業については、原則として総事業費が100万円以上のもの
- ・1の(5)ののアスベスト処理工事については、入所施設にあっては原則として総事業費が100万円以上、通所(利用)施設にあっては30万円以上のもの
- ・1の(8)の事業については、原則として総事業費が500万円以上のもの
- ・1の(10)の事業については30万円以上1,000万円以内(ただし、エレベーター等設置整備とその他の改修整備を行う場合の上限は1,200万円以内、エレベーター等設置整備のみを行う場合の上限は200万円以内)のもの
- ・1の(11)の事業については、30万円以上600万円以内(ただし、短期入所事業以外の施設(以下「本体施設」という。)の改修と一体的に改修工事を行う場合は、本体施設の一部とみなして本体施設に係る補助基準を適用)のもの
- ・1の(12)の事業については、30万円以上500万円未満のものとする。

- (2) 建物の維持管理の義務を怠ったことに起因したものではないこと。  
(3) 設計の不備又は工事施工の粗漏に起因したものではないこと。

## 3 補助基準額

次のいずれか低い方の価格を補助基準額とする。

- (1) 公的機関(都道府県又は市町村の建築課等)の見積り  
(2) 工事請負業者の見積り

## スプリンクラー設備整備等

### 第1 スプリンクラー設備整備

#### 1 補助対象施設

- (1) 入所施設（当該施設に併設する短期入所事業所を含む。）
- (2) 入所施設以外の施設については、スプリンクラー設備を設置することを要しない部分以外の床面積（以下「床面積」という。）が6,000㎡以上の場合

#### 2 補助金算定基準

1 種 目	2 基準額	3 基準単価	4 対象経費
既存施設に設置する場合	施設の延べ床面積を上限として市長が必要と認めた面積×基準単価	20,100 (38,100)	スプリンクラー施設の整備に要する工事費又は工事請負費及び工事事務費(工事費又は工事請負費の2.6%限度)

( ) は、入所施設であって、延べ床面積1,000㎡以上の平屋建の施設の基準単価  
消火ポンプユニット等の設置が必要な場合は、1施設当たり3,090千円加算する。

### 第2 屋内消火栓設備

#### 1 補助対象施設

消防法施行令第11条に基づき屋内消火栓設備の設置を要する施設(消防法令等が改正されることに伴い新たに必要となる施設を含む。)

#### 2 補助金算定基準

- (1) 消防法施行令第11条第3項第2号イからホまでに掲げる基準による  
屋内消火栓設備を設置する場合

##### ア 基準単価

(基本額) (㎡当たり加算額)

501万円以内 + 2,000円 / ㎡以内

##### イ 屋内消火栓箱設置数による加算

屋内消火栓箱については、当該設備を設置する個数に259千円以内の額を乗じた額を加算する。

( 2 ) パッケージ型消火栓設備を設置する場合

基準単価 当該設備を設置する個数に388千円以内の額を乗じた額  
ただし、特別の事情がある場合を除いて上記( 1 )によることが望ましいこと。

## 生産設備の近代化整備

### 1 趣 旨

生産事業種目の転換等に必要な機械設備の整備のための費用を補助することにより、施設経営及び工賃の安定を確保し、もって利用者の自立助長の促進を図るものである。

### 2 補助の対象

障害福祉サービス事業所及び障害者支援施設において、次に掲げる事由により機械設備を整備するための機械器具購入費及び機械器具設置に係る工事費又は工事請負費を補助の対象とする。

なお、補助の採択に当たっては、当該施設の経営実績及び緊急度を勘案して決定するものとする。

- (1) 経済情勢の変動による受注量の減少等に対応し、事業種目の転換を図るために必要な機械設備の整備
- (2) 技術革新等に伴い陳腐化した既存設備の更新
- (3) 利用者の障害の重度化等に対応した事業種目の転換又は機械設備の整備

### 3 補助基準

- (1) 1施設ごとの対象経費の実支出額（2社以上の納入業者の見積もりのいずれか低い方）と、総事業費から寄付金その他の収入額（社会福祉法人等の場合は寄付金収入額を除く。）を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。
- (2) (1)により選定された額と、1,230万円とを比較して少ない方の額を1施設当たりの補助基準額とする。ただし、原則として、150万円以上（事業規模が小さく、支払工賃の少ない施設であって、特にその整備の必要性が認められる場合には75万円以上）を対象とする。

## 障害者支援施設等における防犯対策等の 強化に係る整備について

### 1 趣旨

障害者支援施設等の防犯対策及び安全対策を強化するため、非常通報装置・防犯カメラ設置、外溝の設置・修繕やブロック塀等の改修を行う。

### 2 補助対象事業

次に掲げる整備等、障害者支援施設等の防犯対策を強化する工事を対象とする。

- (1) 門、フェンス等の外構等が破損し、設置・修繕を行うための整備
- (2) 安全点検の結果、問題があるブロック塀等（組積造又はコンクリートブロック造）の改修
- (3) 警察機関への非常通報装置等を設置するための整備  
(対象工事の例示)
  - ・110 番直結非常通報装置を設置する工事
  - ・防犯カメラを設置する工事
  - ・カメラ付きインターホンを設置する工事
  - ・人感センサーを設置する工事
  - ・その他、障害者支援施設等の安全対策に必要な工事

### 3 補助対象施設等

- (1) 上記 2 (1) 及び (3) については、障害者支援施設（入所施設）、療養介護事業所、短期入所事業所、宿泊型自立訓練事業所及び共同生活援助事業所
- (2) 上記 2 (2) については、障害者支援施設（入所施設）、療養介護事業所、生活介護事業所、短期入所事業所、自立訓練事業所、就労移行支援事業所、就労継続支援事業所、共同生活援助事業所、児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所

### 4 補助基準

- (1) 上記 2 (1) については、入所施設にあっては総事業費が 1,000 千円以上、通所（利用）施設にあっては 300 千円以上のものとする。
- (2) 上記 2 (2) については、入所施設にあっては総事業費が 1,000 千円以上、通所（利用）施設にあっては 300 千円以上のものとする。
- (3) 上記 2 (3) については、総事業費が 300 千円以上とする。

### 5 基準価格

次のいずれか低い方の価格を基準価格とする。

- (1) 公的機関（都道府県又は市町村の建築課等）の見積り
- (2) 工事請負業者の見積り

## 介護用リフト等特殊附帯工事

### 1 趣 旨

社会福祉施設において介護を必要とする身体障害者等に対する入所者の処遇の向上並びに介護職員の就労環境の改善を図る。

### 2 補助の対象

障害福祉サービス事業所、障害者支援施設において、建物に固定して一体的に整備する次に掲げるもので、建物に固定して一体的に整備する次に掲げるもので、その整備に係る工事費又は工事請負費を補助の対象とする。

#### (1) 介護用リフトの整備

居室や浴室等に介護のための天井走行型介護用リフトの整備

#### (2) 特殊浴槽の整備

介護職員の業務の効率化及び負担の軽減のための特殊浴槽の整備

### 3 補助基準

付表 1 に定める就労・訓練事業等整備加算を適用する。

## 補 助 条 件

この補助金は、次に掲げる事項を条件として交付するものである。

### 第1 補助事業に係る契約

- (1) 補助事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承認してはならない。
- (2) 補助事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど八王子市が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。

### 第2 契約の相手方等からの資金提供の禁止

補助事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から寄付金等資金の提供を受けてはならない。

ただし、共同募金会に対してなされた指定寄付金を除く。

### 第3 民間補助金との重複の禁止

この補助金に係る補助金の交付と対象経費を重複して、お年玉付き郵便葉書等寄附金配分金又は公益財団法人 J K A 若しくは公益財団法人日本財団の補助金の交付を受けてはならない。

### 第4 承認事項

補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ変更承認申請書（第7号様式）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、区分間の経費の配分の変更は、承認しないものとする。

- (1) 補助事業の内容のうち、次の変更をしようとするとき。
  - ア 建物の規模及び構造（施設の機能を著しく変更しない程度の軽微な変更を除く。）
  - イ 建物等の用途
  - ウ 入所定員及び利用定員
  - エ 工事の内容
    - 工期変更を伴うもの
    - 工法及び位置の変更を伴うもの
    - 変更見込み金額が請負金額の10%に相当する額又は200万円を超える工事
  - オ 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。
- (2) 市長は、前項の申請があったときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めるときは変更承認通知書（第8号様式）により通知するものとする。



## 第5 財産処分の制限

補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、「補助金等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間」（平成20年7月11日付厚生労働省告示第384号）に定める期間を経過するまで、市長の承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

## 第6 財産処分に伴う収入の納付

市長の承認を受けて財産の処分をすることにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納付させることができる。

## 第7 状況報告

補助事業の遂行状況について、報告しなければならない。

## 第8 補助事業の遂行命令

第7の規定による報告、地方自治法(昭和22年法律第67号)第221条第2項の規定による調査等により、補助事業が補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、これらに従って補助事業を遂行すべきことを命ずることができる。

この命令に違反したときは、補助事業の一時停止を命ずることができる。

## 第9 消費税仕入控除税額の報告

補助事業完了後に、消費税の申告により補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合は、第5号様式により市長に報告しなくてはならない。

なお、市長に報告があった場合には、当該仕入控除税額の全部又は一部を市に納付させることができる。

## 第10 関係書類の整理保管

補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業完了後5年間保管しておかなければならない。

## 第11 財産の管理義務

補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

## 第12 事業の監査

補助事業者は、市長若しくはその委任を受けた者又は監査委員の監査に応じなければならない。

第1号様式の(1)

令和 年 月 日

八王子市長 殿

所在地  
法人名  
代表者名

印

令和2年度八王子市障害者（児）施設整備費補助金の  
交付申請について

標記について、次により令和2年度八王子市障害者（児）施設整備費補助金を  
交付されるよう関係書類を添えて、下記のとおり申請します。

記

- 1 申請額 金 円
- 2 施設(事業)の種類
- 3 施設の名称
- 4 補助金交付申請額内訳 第1号様式の(2)
- 5 事業計画書 第1号様式の(3)
- 6 歳入歳出予算書(見込書)抄本(参考例1)

暴力団でないことの宣誓

暴力団の利益となる利用を制限するため、私は暴力団でないことを宣誓し、  
次のことについて同意します。（ にレチェック）

暴力団による利用であるかを確認する必要がある場合は、所轄の警察署へ照  
会することがあります。また、交付決定後に暴力団の利益となる利用である  
ことが判明した場合は、交付を取り消し、給付（補助）金を返還するものと  
します。（八王子市暴力団排除条例第9条）

施 設 整 備 申 請 額 内 訳 ( 障 害 者 関 係 施 設 )

(都道府県市名)八王子市 (設置者の名称) (施設の名称)

施 設 種 別	設 置 者 の 費 総 事 業 費 A 円	対 象 経 費 の 実 支 出 ( 予 定 ) 額 B ( A ) 円	寄 付 金 其 他 の 収 入 額 C 円	差 引 額 D ( =A-C ) 円	BとDの少ない方 の額×県補助率 E 円	算定基準による 算 定 額 単 価 F 円	都 道 府 県 ( 指 定 都 市 等 ) 補 助 額 G 円	国 庫 補 助 基 本 額 H 円	国庫補助金 所 要 額 I ( =H × 2/3 ) 円
1 施設整備費									
本									
主体工事費									
工事事務費									
施設整備費計									

- (注) (1) 工事請負契約等を締結する単位で作成すること。  
(2) 国庫補助金算定方法が交付要綱第2条第2項によらない整備区分については、各々の算出方法に基づき算出した基準額の合計に県補助率を乗じたもの(ただし、千円未満は切捨て。)をE欄に記入すること。  
(3) 算出にあたっては、本体、その他工事別とし、小計を設けること。  
(4) G欄については、都道府県、指定都市及び中核市補助(3/4+)相当額を計上すること。  
(5) A欄～D欄の施設種別毎の内訳の金額については、E欄、F欄若しくはG欄の内訳を国庫補助基本額とした場合には、記入不要である。  
(6) A欄～H欄の施設整備費計の欄については、内訳の金額の記入の有無に関係なく必ず記入すること。  
(7) H欄には、E欄、F欄若しくはG欄の合計のうち最も少ない額である欄の施設種別毎の内訳の金額を記入すること。  
(8) I欄は、H欄の金額に国庫補助率を乗じて得た額とすること。

第1号様式の(3)

事業計画書

1 施設の概要等

- (1) 施設の名称及び所在地
- (2) 施設の種類
- (3) 事業の目的及び効果
- (4) 設置主体及び運営主体
- (5) 入所(利用)定員

現在定員	増加定員	合計
人 (世帯)	人 (世帯)	人 (世帯)

(注) 宿泊提供施設については、利用世帯数及び利用定員を記入すること。

2 施設整備費

(1) 施設の規模及び構造

ア 整備事業(解体撤去工事費・仮設施設工事を除く。)

- (ア) 敷地面積 \_\_\_\_\_m<sup>2</sup>
- (イ) 敷地の所有関係 (自己所有地、借地、買取(予定)地の別)
- (ウ) 施設整備の区分 (創設、拡張の別)
- (エ) 建物の面積 建築面積\_\_\_\_\_m<sup>2</sup>、延面積\_\_\_\_\_m<sup>2</sup>
- (オ) 建物の構造 ( \_\_\_\_\_造)

(注) 1 各室ごとに室名及び面積を明らかにした表を添付すること。  
なお、拡張及び改造等の場合は、既存建物との関係を明示すること。

2 配置図及び各階平面図を添付すること。

なお、拡張及び改造等の場合は、既存建物との関係を図面上で明示すること。

イ 解体撤去工事(既存施設に係るもの)

- (ア) 建物の面積 建築面積\_\_\_\_\_m<sup>2</sup>、延面積\_\_\_\_\_m<sup>2</sup>
- (イ) 建物の構造 ( \_\_\_\_\_造)
- (ウ) 建築年月日
- (エ) 補助金の区分( 年度：県費・民間・自己資金・その他)
- (オ) 処分(取りこわし)年月日

(注) 既存施設の解体撤去工事がかかるものを添付すること。

ウ 仮施設設工事

(ア) 建物の面積 建築面積\_\_\_\_\_m<sup>2</sup>、延面積\_\_\_\_\_m<sup>2</sup>

(イ) 建物の構造 ( \_\_\_\_\_造 )

(注) 1 各室ごとに室名及び面積を明らかにした表を添付すること。

2 配置図及び各階平面図を添付すること。

(2) 整備費内訳

ア 主体工事費 \_\_\_\_\_円

イ 工事事務費 \_\_\_\_\_円

ウ 小計(本体工事費) \_\_\_\_\_円

エ 介護用リフト等特殊  
附帯工事費 \_\_\_\_\_円

(介護リフト工事費) \_\_\_\_\_円

( \_\_\_\_\_ ) \_\_\_\_\_円

オ 授産施設近代化整備  
工事費 \_\_\_\_\_円

カ 授産施設等整備工事費 \_\_\_\_\_円

キ 解体撤去工事費及び  
仮施設設整備工事費  
(解体撤去工事費) \_\_\_\_\_円

(仮施設設整備工事費) \_\_\_\_\_円

ク その他の工事費 \_\_\_\_\_円

ケ 地域交流スペ - ス \_\_\_\_\_円

コ 合 計 \_\_\_\_\_円

(注) 工事費費目別内訳書を添付すること。

(3) 財源内訳

ア 国庫補助金 \_\_\_\_\_円

イ 市補助金(特別助成含む) \_\_\_\_\_円

ウ 設置者負担金 \_\_\_\_\_円

(内訳) 自己財源 \_\_\_\_\_円

地方債 \_\_\_\_\_円

借入金 \_\_\_\_\_円

寄付金 \_\_\_\_\_円

エ 合 計 \_\_\_\_\_円

( 4 ) 施工計画

ア 直営・請負の別

イ 契約年月日 年 月 日

ウ 着工年月日 年 月 日

エ 竣工年月日 年 月 日

オ 事業開始年月日 年 月 日

カ 解体撤去工事関係

(ア) 直営・請負の別

(イ) 着工年月日

(ウ) 完了年月日

キ 仮設施設工事関係

(ア) 直営・請負・賃貸借の別

(イ) 工事期間

(ウ) 仮設施設の使用期間

( 5 ) 平成 2 0 年 4 月 1 7 日 社 援 発 第 0 4 1 7 0 0 1 号 「 厚 生 労 働 省 所 管 一 般 会 計 補 助 金 等 に 係 る 財 産 処 分 に つ い て 」 の 別 添 1 「 厚 生 労 働 省 所 管 一 般 会 計 補 助 金 等 に 係 る 財 産 処 分 承 認 基 準 」 第 3 の 3 の ( 1 ) に 規 定 す る 抵 当 権 の 設 定 の 有 無

有 ・ 無

( 6 ) その他参考事項

第2号様式

2 八 福 障 収 第 号  
令和 年( 年) 月 日

様

八王子市長 石森 孝志 印

令和2年度八王子市障害者(児)施設整備費補助金交付決定通知書

令和 年( 年) 月 日付で申請のありました、令和2年度八王子市障害者(児)施設整備費補助金交付決定通知書について下記のとおり決定しましたので通知します。

記

- 1 交付決定額 金 円
- 2 施設(事業)の種類
- 3 施設の名称
- 4 補助対象経費及びその額 別紙「補助対象経費及び交付決定額内訳書」  
のとおり

補助対象経費及び交付決定額内訳書

		補助対象額	交付決定額
施設整備費	創設	円	円
	改築	円	円
	老朽改築	円	円
	増築	円	円
	大規模修繕等	円	円
	スプリンクラー 設備等整備	円	円
計		円	円



第3号様式の(1)

令和 年 月 日

八王子市長 殿

所在地  
法人名  
代表者名

印

令和2年度八王子市障害者(児)施設整備費補助金に係る  
事業実績報告について

令和 年 月 日付2八福障収第 号で交付決定を受けた令和2  
年度八王子市障害者(児)施設整備費補助金に係る事業実績について、次の関  
係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

- 1 精算額 金 円
- 2 施設(事業)の種類
- 3 施設の名称
- 4 精算額内訳 第3号様式の(2)
- 5 歳入歳出決算書(見込書)抄本
- 6 事業実績報告書 第3号様式の(3)

施 設 整 備 精 算 額 内 訳 ( 障 害 者 関 係 施 設 )

(都道府県市名)八王子市 (設置者の名称) \_\_\_\_\_ (施設の名称) \_\_\_\_\_

施 設 種 別	設 置 者 の 費 設 置 業 費 A	対 象 経 費 の 実 支 出 ( 予 定 ) 額 B ( A )	寄 付 金 等 の 他 の 収 入 額 C	差 引 額 D ( =A-C )	BとDの少ない方 の 額 × 補 助 率 E	算 定 基 準 に よ る 算 定 額 単 価 F	都 道 府 県 ( 指 定 都 市 等 ) 補 助 額 G	都 道 府 県 補 助 金 支 出 済 額 H	国 庫 補 助 基 本 額 円	国 庫 補 助 金 所 要 額 J ( =I × 2/3 )	国 庫 補 助 金 交 付 決 定 額 円	国 庫 補 助 金 受 入 済 額 円	差 引 過 不 足 額 円
1 施設整備費													
施設整備費計													

- (注) (1) 工事請負契約等を締結する単位で作成すること。  
 (2) 国庫補助金算定方法が交付要綱第2条第2項によらない整備区分については、各々の算出方法に基づき算出した基準額の合計に県補助率を乗じたもの(ただし、千円未満は切捨て。)をE欄に記入すること。  
 (3) G欄については、都道府県、指定都市及び中核市補助(3/4+ )相当額を計上すること。  
 (4) A欄～D欄の施設種別毎の内訳の金額については、E欄、F欄若しくはG欄の内訳を国庫補助基本額とした場合には、記入不要である。  
 (5) A欄～H欄の施設整備費計の欄については、内訳の金額の記入の有無に関係なく必ず記入すること。  
 (6) I欄には、E欄、F欄若しくはG欄の合計のうち最も少ない額である欄の施設種別毎の内訳の金額を記入すること。  
 (7) J欄は、I欄の金額に国庫補助率を乗じて得た額とすること。

第3号様式の(3)

事業実績報告書

1 対象施設の概要

(1) 施設の名称及び所在地

(2) 施設の種類

(3) 設置主体及び経営主体

(4) 入所(利用)定員

現在定員	増加定員	合計
人 (世帯)	人 (世帯)	人 (世帯)

(注) 宿所提供施設については、利用世帯数及び利用定員を記入すること。

2 施設整備費に係る事業内容

(1) 施設の規模及び構造

ア 整備事業(解体撤去工事費、仮設施設工事を除く。)

(ア) 敷地面積 \_\_\_\_\_ m<sup>2</sup>

(イ) 敷地の所有関係 (自己所有地、借地、買収(予定)地の別)

(ウ) 施設整備の区分 (創設、拡張等の別)

(エ) 建物の面積 建築面積 \_\_\_\_\_ m<sup>2</sup>、延面積 \_\_\_\_\_ m<sup>2</sup>

(オ) 建物の構造 ( \_\_\_\_\_ 造)

(注) 1 各室ごとに室名及び面積を明らかにした表を添付すること。

なお、拡張及び改造等の場合は、既存建物との関係を明示すること。

2 配置図及び各階平面図を添付すること。

なお、拡張及び改造等の場合は、既存建物との関係を図面上で明示

すること。

イ 解体撤去工事(既存施設に係るもの)

(ア) 建物の面積 建築面積 \_\_\_\_\_ m<sup>2</sup>、延面積 \_\_\_\_\_ m<sup>2</sup>

(イ) 建物の構造 ( \_\_\_\_\_ 造)

(ウ) 建築年月日

(エ) 補助金の区分 ( 年度: 県費・民間・自己資金・その他)

(オ) 処分(取壊し)年月日

ウ 仮設施設工事

(ア) 建物の面積 建築面積 \_\_\_\_\_ m<sup>2</sup>、延面積 \_\_\_\_\_ m<sup>2</sup>

(イ) 建物の構造 ( \_\_\_\_\_ 造)

( 2 ) 支出済事業費総額

ア	主体工事費	_____円
イ	工事事務費	_____円
ウ	小計(本体工事費)	_____円
エ	介護用リフト等特殊 附帯工事費	_____円
	(介護リフト工事費)	_____円
	(_____)	_____円
オ	授産施設近代化整備 工事費	_____円
カ	授産施設等整備工事費	_____円
キ	解体撤去工事費及び 仮設施設整備工事費	
	(解体撤去工事費)	_____円
	(仮設施設整備工事費)	_____円
ク	その他の工事費	_____円
ケ	地域交流スペース	_____円
コ	合計	_____円

(注) 工事仕様書、支出済工事費費目別内訳書、工事事務費費目別内訳書を添付すること。

( 3 ) 施工期間

ア	契約年月日	年	月	日
イ	着工年月日	年	月	日
ウ	竣工年月日	年	月	日
エ	事業開始年月日	年	月	日

オ 解体撤去工事関係

(ア) 着工年月日

(イ) 完了年月日

カ 仮設施設工事関係

(ア) 工事期間

(イ) 仮設施設の使用期間

( 4 ) 平成20年4月17日社援発第0417001号「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分について」の別添1「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分承認基準」第3の3の(1)に規定する抵当権の設定の有無

有 ・ 無

( 5 ) その他参考事項

第4号様式

2 八 福 障 収 第 号  
令和 年( 年) 月 日

様

八王子市長 石森 孝志 印

令和2年度八王子市障害者(児)施設整備費補助金交付決定通知書

令和 年( 年) 月 日付2八福障収第 号で交付決定  
しました令和2年度八王子市障害者(児)施設整備費補助金については、令和  
年 月 日付で提出のあった事業実績報告書に基づき、交付額を下記のと  
おり確定する。

記

- |   |           |   |   |
|---|-----------|---|---|
| 1 | 交付決定額     | 金 | 円 |
| 2 | 交付確定額     | 金 | 円 |
| 3 | 施設(事業)の種類 |   |   |
| 4 | 施設の名称     |   |   |

第5号様式

令和 年 月 日

## 請 求 書

八王子市長 殿

所在地  
法人名  
代表者名

印

令和2年度八王子市障害者（児）施設整備費補助金として、下記金額を請求  
します。

記

金

円

令和 年 月 日

八 王 子 市 長 殿

所在地  
法人名  
代表者名

印

令和 2 年度消費税仕入控除税額報告書

令和 年 月 日付 2 八福障収第 号で交付決定を受けた令和 2 年度八王子市障害者（児）施設整備費補助金に係る消費税仕入控除税額については、下記のとおり報告します。

記

1 施設の種類

2 施設の名称

3 補助事業の確定額 金 円

4 補助金返還相当額 金 円  
( 消費税の申告により確定した消費税控除税額  
( 要補助金返還相当額 ) )

5 積算内訳等 ( 4 の消費税仕入控除税額の積算内訳等を添付 )

令和 年 月 日

八王子市長 殿

所在地  
法人名  
代表者 印

令和2年度八王子市障害者（児）施設整備費補助事業  
補助施設開設報告書

令和 年 月 日付2八福障収第 号により交付決定され令和2年度八王子市障害者（児）施設整備費補助金を受けた施設が、下記のとおり開設したので報告します。

記

- 1 施設の種類
- 2 開設者名
- 3 施設の名称
- 4 施設所在地
- 5 開設種別 ア 新規開設 イ 増築 ウ 改築
- 6 開設定員数 人
- 7 開設年月日 年 月 日
- 8 補助額 金 円

（注）指定通知、承認通知、開設許可書等の写しを添付すること。



第8号様式

令和 年 月 日

八王子市長 殿

所在地  
法人名  
代表者名

印

令和2年度八王子市障害者（児）施設整備費補助金の  
交付決定内容の変更承認申請について

令和 年 月 日付2八福障収第 号により交付決定を受けた令  
和2年度八王子市障害者（児）施設整備費補助金について、下記のとおり変更  
したいので承認を申請します。

記

1 事業種別及び事業所名

事業種別：

事業所名：

2 変更内容

変更前

変更後

2 変更の理由

第9号様式

2 八 福 障 収 第 号  
令和 年( 年) 月 日

様

八王子市長 石森 孝志 印

令和2年度八王子市障害者(児)施設整備費補助金の  
交付決定内容の変更承認について

令和 年 月 日付2八福障収第 号で交付決定した令和2年度  
八王子市障害者(児)施設整備費補助金について、令和 年 月 日付の変  
更承認申請に基づき、下記のとおり変更を承認しましたので通知します。

記

1 事業種別及び事業所名

事業種別：

事業所名：

2 変更内容

変更前

変更後